



# 休眠預金等活用法とは？

藏原 千咲 Kurahara Chisaki みずほ総合研究所 調査本部金融調査部 主任研究員

2011年みずほ銀行入行。営業店、法務部を経て、2017年よりみずほ総合研究所において国内金融制度および欧米金融規制動向の調査に従事。著書に『経済がわかる 論点50 2018』（共編著、東洋経済新報社、2017年）。

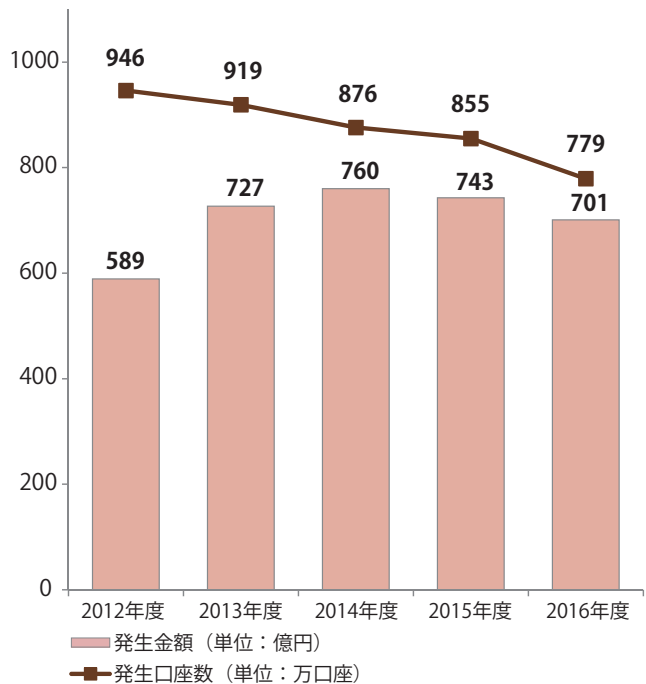
2018年1月、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」、通称「休眠預金等活用法」が施行されました。この法律により、長期にわたって取引がない、いわば「眠っている預金」が、国や地方公共団体による対応が困難な社会的課題の解決に活用されるようになります。実際に今回の休眠預金等活用法で定義される休眠預金が発生するのは2019年1月からとなることを踏まえ、本稿では、どのような預金が休眠預金に該当するのか、またどのように管理・活用されるのか、という点に焦点を当て法律のポイントを解説します。

## 毎年700億円を超えて発生する休眠預金

日本国内の銀行等に存在する個人預金の口座数は9億にも上っており、単純計算でも1人当たり約7.5口座も保有していることとなります。これらの中には、開設したものの長い間利用されていないものが相応にあると推察されます。このように長期間取引がない預金（休眠預金）は、これまで、最終的に金融機関の収益として計上されてきました。金融庁によれば、直近5年間（2012年度から2016年度）において、平均して800万口座、700億円を超える休眠預金が毎年新たに発生しています（図1）。

こうした状況を踏まえ、2010年より政府において、休眠預金を有効に活用し、例えば

図1 直近5年間の休眠預金の発生金額と発生口座数



※金融庁資料よりみずほ総合研究所作成

NPO等を通じて被災地の人々や困っている人々の支援に役立てることはできないか、といった議論がなされるようになりました。その後、政権交代等により一時的に議論が下火になったこともありました。政府のみならず民間においても活発に議論が行われ、2016年12月に休眠預金等活用法が成立しました。

## 休眠預金の権利関係

### 1. 休眠預金の対象となるのは？

では、一体どのような預金が休眠預金となるのでしょうか。休眠預金等活用法では、資金の預け入れや引き出し等の最終取引があった日か

ら10年を経過した預金を「休眠預金等」と定義しています。ただし、通帳の記帳や発行、残高照会等についても、各金融機関が金融庁等から認可を受けた場合には最終取引として認められることから、預金口座を管理するに当たっては、各金融機関のホームページ等で何が最終取引に該当するのか確認しておく必要があります。

金融機関は、残高1万円以上かつ最終取引から9年を経過した預金がある場合には、預金者に対し通知を行わなければなりません。その後、金融機関は2カ月間継続して公告を行ったうえで、最終取引から10年を経過した後に、当該預金を速やかに預金保険機構に納付することが求められます。ただし、通知が預金者に到達した場合や預金者から当該預金について照会があった場合には、それが新たな取引とみなされるため、納付の対象とはなりません。

なお、休眠預金等活用法では、経過措置として、最終取引が2008年12月31日以前の預金については原則対象外とすることが定められています。

## 2. 休眠預金になっても引き出せるの？

それでは、休眠預金として預金保険機構に移管された場合、預金者は引き出すことができなくなってしまうのでしょうか。

休眠預金等活用法では、預金者の権利は引き続き保護されることが明記されています。休眠預金の支払業務は金融機関が担うことが想定されており、預金者は、金融機関に対し、通帳やキャッシュカード等を提示したうえで休眠預金の支払いを請求すれば、いつでも元本と利子に相当する額の支払いを受けることが可能とされています。なお、通帳やキャッシュカードを紛失してしまっている場合であっても、金融機関に対し本人確認書類（身分証明書）などを提示すれば、引き続き支払いを受けることができるとされています。

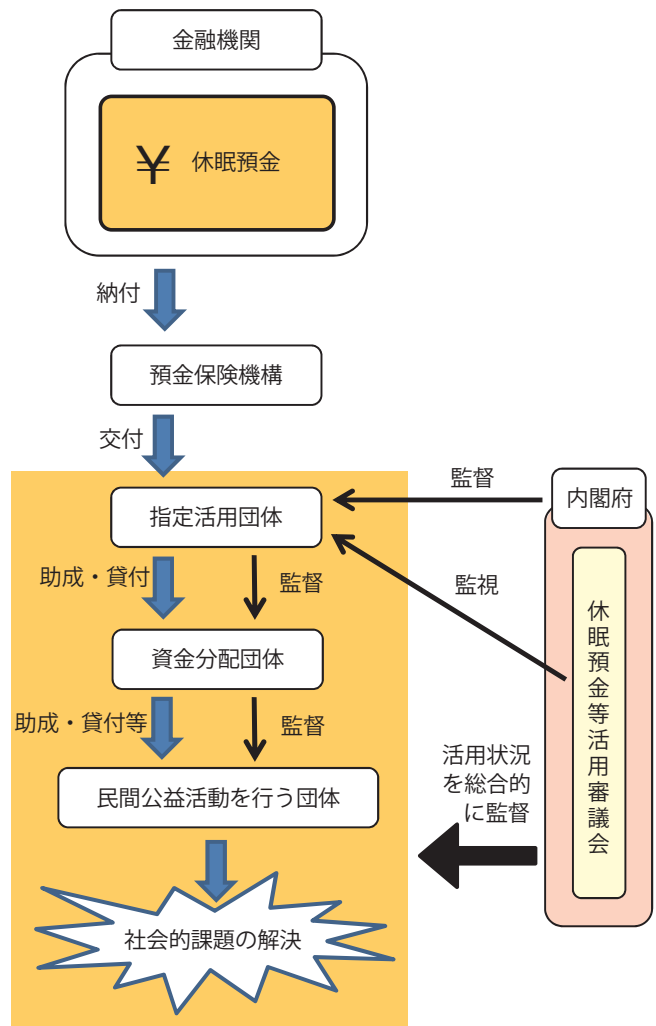
## 休眠預金の活用の流れ

預金保険機構に移管された休眠預金は、**図2**の順序をたどって、最終的に社会的課題の解決に活用されることとなります。活用に当たっては、①活用の透明性の確保を図ること ②大都市その他特定の地域に集中することのないよう配慮すること ③民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるよう配慮すること、等が基本理念として定められており、この基本理念を実現するべく、次のような活用の枠組みが構築されています。

### 1. 休眠預金はどのように活用されるの？

では、休眠預金の活用の流れを具体的にみて

図2 休眠預金活用の流れ



※内閣府資料よりみずほ総合研究所作成

いくことにしましょう。まず、事業計画の実施に必要な金額が預金保険機構から指定活用団体に交付されます。指定活用団体には、一般財団法人の中から内閣総理大臣により1団体のみが指定されることとなっており、中立的な立場を維持することが求められています。指定活用団体に交付された資金は、各地域における社会的課題の実情に精通している資金分配団体を通じ、社会的課題解決の実際の担い手である民間公益活動を行う団体に対して助成・貸付・出資が行われます。

なお、指定活用団体や資金分配団体、民間公益活動を行う団体は、公募により選定されることが定められています。選定基準は事前に公表されますが、審査に当たっては業務計画の適切性や事業実施能力の十分性、ガバナンス・コンプライアンス体制の適切性等が検討されることとなっています。

## 2. 休眠預金はどのような分野に活用されるの？

休眠預金の活用分野は、現在のところ、①子どもおよび若者の支援にかかる活動②日常生活または社会生活を営むうえでの困難を有する者の支援にかかる活動③地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援にかかる活動、に限定されています。内閣府資料によると、①については貧困家庭の子どもや孤立した子どもの増加、②については急速な高齢化に伴う介護者負担の増加、③については地域の産業衰退に伴う人材等の不足、などの課題への対応が想定されています。

## 3. 適正な活用を確保するための体制は？

一方、休眠預金等活用法では活用のしくみだけでなく、実際の活用状況をしっかりとモニタリング（監視・監督）するための体制も整備されています。

まず、指定活用団体や資金分配団体によるモニタリングの枠組みが定められています。それぞれの団体は、自らが直接的に資金の助成等を行った団体が適正に事業を遂行するよう、監督することが求められます。

さらに、内閣府によるモニタリングの枠組みも定められています。内閣府の諮問機関として休眠預金等活用審議会を設置し、指定活用団体による助成や貸付の実施状況を監視するなど、内閣府は休眠預金の活用状況等を総合的に監督する役割を担うとされています。

## 今後の課題

このように、休眠預金等活用法の成立により、休眠預金を社会的課題の解決に活用する枠組みが策定されました。一方で、実際の活用に向けては依然として課題が残されています。

例えば、休眠預金とはいえ元は我々国民の財産であることを踏まえると、不正に活用されることがないように資金使途を明らかにし、活用の成果についても広く国民に説明する必要があるとの指摘があります。政府は、休眠預金活用の具体的なスキームや活用成果の評価基準にかかる検討を行う会議を公開するなどの取り組みを進めていますが、資金使途の透明性確保に向けてはよりいっそうの取り組みが期待されます。

また、休眠預金等活用法の趣旨やしぐみに対する国民の理解が不十分ではないかという指摘もあります。金融庁は休眠預金等活用法に関するポスターやチラシを作成し周知に努めていますが、さらなる広報活動が必要といえるでしょう。

実際に休眠預金の活用が開始されるのは2019年秋頃の見込みですが、それまでにこれらの課題をすべて解決することができるのか、我々国民も当事者意識を持ってその動向を注視する必要があります。